

## 大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和6年4月19日

新潟県知事 花 角 英 世

### 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 リオン・ドール十日町店

所在地 十日町市旭町161番地

設置者 株式会社リオン・ドールビズ

### 2 変更した事項

#### (1) 大規模小売店舗の所在地

(変更前) 十日町市寅甲字谷内162-1 外

(変更後) 十日町市旭町161番地

#### (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 福島県会津若松市中町4番36号

(変更後) 福島県会津若松市栄町2番14号

#### (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 三容株式会社 代表取締役 小林一男 長岡市宝4丁目1番地10 他7者

(変更後) 風間株式会社 代表取締役 岩城貞夫 新潟市東区卸新町1丁目2064番地1 他5者

### 3 変更年月日

令和6年3月2日

### 4 変更の理由

(1) 大規模小売店舗の住所表示が変更となったため

(2) 設置者の所在地が変更となったため

(3) 小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあたっては代表者の氏名の変更、小売業者の出店及び退店があったため

### 5 届出年月日

令和6年3月29日

### 6 縦覧場所

新潟県産業労働部地域産業振興課

(なお、十日町市産業観光部産業政策課でも閲覧ができます。)

### 7 縦覧期間

令和6年4月19日から令和6年8月19日まで

### 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先

地域産業振興課 小規模企業支援班

電 話 025-280-5235

Eメール ngt050100@pref.niigata.lg.jp